

商品概要説明書

福島銀行

(2024年10月11日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	6ヶ月据置定期 【新規受入停止】 (ふっくり)
2. お取扱対象先	個人のお客様 *新規お預け入れのお取扱いいたしません。
3. 預入期間	・6ヶ月(据置期間)～最長預入期間5年 ・自動継続(元金継続・元利金継続)を希望される方は、預入時にお申出ください。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括受入方式 1万円以上1千万円未満 1円単位
5. 払戻方法	6ヶ月据置後は満期扱いで払戻しは自由です。
6. 利息・利率 (1) 適用利率 (2) 期間内利息 (3) 利払方法 (4) 期日後利息 (5) 計算方法	当初預入時もしくは自動継続時の「6ヶ月・1年・2年・3年・4年・5年」の利率のうち実際の預入れ期間に該当する店頭表示利率を適用します。 *預入金額300万円未満と300万円以上の金額階層別金利を設定します。 *適用利率は、窓口にお問合せください 複利型かつ固定方式 ・6ヵ月ごとに利息を元加する複利方式 6ヶ月複利で計算し、満期日以後に一括してお支払いします。 解約(支払)時点の普通預金利率を適用します。 付利単位を1円とした、1年365日とする日割計算
7. 税金	お利息に20.315%(所得税および復興特別所得税:15.315% 住民税:5%)の税金(分離課税)がかかります。(2037年12月31日まで適用) マル優ご利用の場合は非課税になります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 *この場合の貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率を適用します。 *貸越限度額は、担保定期預金の90%または500万円のいずれか少ない金額とします。 ・個人の預金は、マル優(マル優利用資格者のみ)の取扱ができます。
10. 預入期間中の中途解約時の取り扱い	・満期前の解約は原則できません ・やむを得ず中途解約(預入期間6ヵ月未満での払戻)する場合は、預入日から解約日の前日までの日数および以下の利率(小数点第4位以下切り捨て)によって計算します。 ①2024年10月10日以前にお預入れの場合 解約日における普通預金の利率 ②2024年10月11日以降の自動継続の場合 約定利率×10%または解約日の普通預金利率のいずれか低い方の利率
11. 重要事項等	この預金は預金保険の対象商品です。詳しくは、店頭掲示ポスター等をご覧ください。
12. その他参考となる事項	・自動継続のお取り扱いとなります。 *継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨お申出ください ・元金・利息のお取扱い 元金・利息を指定口座へ入金する際、満期日もしくは中間利払い日が銀行休業日の場合は、指定口座より払戻しができるのは翌営業日以降となります
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先:一般社団法人全国銀行協会相談室 電話番号:0570-017109 または 03-5252-3772